

**「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ****◆部会開催実績**

令和 2 年 1 2 月 3 日（木）、1 2 月 2 5 日（金） 計 2 回

**◆検討結果****○前文**

杉並区議会は、区民により選ばれた複数の杉並区議会議員で構成する議事機関であり、同じく選挙で選ばれた単独の執行機関である杉並区長との両者により、二元代表制を構成しています。

その二元代表制のもと、杉並区議会は、「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を守りながら、執行機関との緊張ある関係を保持し、独立した区の最高意思決定機関として議論を通じて区政運営について決定を行っています。

また、杉並区議会は、区民福祉の増進と住民自治及び団体自治の実現を適切に図り、区民の負託に応えるために、執行機関に対し、政策立案と提言、並びに監視や評価を行っています。

さらに、開かれた議事機関として情報の公開を推進するとともに、会議規則等に則り自由かつ活発な討議を通して、多様な区民及び議員の意見を尊重し、意志決定の過程の透明化を図ります。

これら議会における責任と役割を明確に示すため、この条例を制定します。

**○検討結果**

二元代表制・杉並らしさ・多様性等について記載することとし、新たに作成。

**（議員定数）**

**第 25 条** 議員定数は、杉並区議会議員定数条例（昭和 61 年杉並区条例第 35 号）で定めず。

2 議員又は委員会は、議員定数に関する条例改正の議案を提案する場合において、議会基本条例の理念等を踏まえ、提出するものとします。

### 〈解説〉

杉並区議会議員の定数は現在 48 人で、杉並区議会議員定数条例で定めています。

議員又は委員会は、議員定数に関する条例改正の議案を提出することができます。その場合は、本条例の理念等を踏まえ、合議制の議事機関として公平かつ公正で多様な議論を尽くすこととしています。

### ◆議員定数の変遷◆

昭和 7 年 11 月 27 日～	36 人
昭和 11 年 11 月 27 日～	36 人→40 人
昭和 22 年 4 月 30 日～	40 人→45 人
昭和 26 年 4 月 30 日～	45 人→48 人
昭和 34 年 5 月 1 日～	48 人→52 人
昭和 42 年 5 月 1 日～	52 人→56 人
昭和 62 年 5 月 1 日～	56 人→52 人
平成 15 年 5 月 1 日～	52 人→48 人

### ○検討結果

- ・条文…前回の委員会です承済み。
- ・解説…議員定数は、区政の現状、社会情勢、区民の意見などを総合的に判断する、としていた文言を、条文に併せて修正。また、議員定数の変遷を新たに掲載。

### （議員報酬）

**第 26 条** 議員報酬は、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年杉並区条例第 20 号）で定めます。

2 議員又は委員会が、議員報酬に関する条例改正の議案を提案する場合は、杉並区特別職報酬等審議会等の意見を参考にし、提出するものとします。

### ○検討結果

- ・条文…1 項建てで記載していたものを 2 項建てに修正。また、「議員報酬は、区政の現状、社会情勢等の変化を考慮する」としていた文言を削除し、「学識経験を有する者」の記載を「杉並区特別職報酬等審議会」に修正。
- ・解説…議員報酬月額・費用弁償・期末手当についての文言を整理し、わかりやすくするよう継続検討。

### （政務活動費）

**第 27 条** 政務活動費は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年杉並区条例第 26 号）で定めています。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動の経費について使途基準に基づき、収支等の報告書を議長に提出しなければなりません。

3 政務活動費の使途基準等は、学識経験を有する者で構成される政務活動費専門委員会での意見等をもとに、政務活動費調査検討委員会で検討を行い、議長が定めます。

#### 〈解説〉

会派又は議員には、政務活動費の交付に関する条例に基づき、政務活動に必要な経費として政務活動費が交付されます。政務活動費の額は、「杉並区特別職報酬等審議会（第 25 条解説参照）」において議論され、その結論を踏まえて条例で定めることとされています。

会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、その使途について明らかにすることとされています。また、議長は、使途の透明性を確保するために、学識経験者（弁護士、公認会計士）で構成される政務活動費専門委員会から意見を聴き、議員で構成される政務活動費調査検討委員会にて検討結果をまとめ、政務活動費の使途基準を定めています。

なお、議長に提出された政務活動費の収支報告書や出納簿等は、議会事務局にて閲覧することができます。

#### ○検討結果

- ・ 条文…「議員定数」、「議員報酬」の条と比較すると、文章量があるため、4 項建てで記載していたものを 3 項建てに修正。
- ・ 解説…杉並区特別職報酬等審議会の記載（上記網掛け部分）を追加し、その他軽微な文言修正。

#### （議会の施設）

**第 29 条** 議会は、議会活動を行うために、杉並区役所本庁舎内に設けられている議場、委員会室、議長室及び副議長室、議員控室等を活用するものとします。

#### 〈解説〉

議会活動に必要な諸室として、設けられている施設の活用について明記しています。議会では、この他にも応接室、会議室、図書室、議会事務局事務室などを活用しています。

これらの諸室のうち、図書室については地方自治法第 100 条第 19 項に規定されており、必ず設置しなければならないとされています。

#### ○検討結果

- ・ 条文…「設置します。」という文言から「活用するものとします。」という表記に修正。
- ・ 解説…「設置」と記載していたものを「活用」という表現に修正する等、軽微な文言修正。